

常陸太田市と茨城キリスト教大学との連携協力に関する協定書

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各1通を保有する。

平成21年2月26日

常陸太田市(以下「甲」という。)と茨城キリスト教大学(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙相互の人的・物的資源の活用により、地域の発展及び人材の育成を図ることを目的とする。

(連携協力する事項)

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) 人材の育成に関すること。
- (2) 文化、スポーツ・レクリエーション活動に関すること。
- (3) 地域コミュニティ活動に関すること。
- (4) 福祉の充実、健康づくりに関すること。
- (5) 環境の保全に関すること。
- (6) 安全・安心な暮らしに関すること。
- (7) 産業の振興に関すること。
- (8) 地域資源の活用、交流に関すること。
- (9) その他甲と乙が必要と認める事項に関すること。

(有効期限)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(個別協議)

第4条 第2条各号に掲げる事項のうち、連携協力する事項が具体的に決定したときは、連携協力の細目その他の事項について、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

甲 常陸太田市

市長

大久保 太一



乙 茨城キリスト教大学

学長

鈴木 研

